(1) 査証(ビザ)の申請と取得

北海道大学から入学許可を得た外国人学生は、日本に入国するために査証(ビザ)を取得する必要があります。査証(ビザ)を申請・取得するために事前に「在留資格認定証明書」を取得する必要があります。

在留資格認定証明書

査証(ビザ)を申請する際に必要な証明書です。この証明書があれば、比較的迅速に査証(ビザ)を取得することが出来ます。

「在留資格認定証明書」は日本国内の地方出入国在留管理局に申請し、発行してもらいます。北海道大学では、査証(ビザ)「留学」を取得する入学予定の外国人学生のために、代理で「在留資格認定証明書」を申請することができます。手続きは所属する予定の学部の教務担当にお問い合わせください。

【注意】

✓ 申請から発行まで2－3か月かかりますので、余裕をもってお問い合わせください。

✓ 「在留資格認定証明書」の有効期限は発行から3か月です。発行日より3か月以内に日本に入国する必要があります。

✓ 日本上陸時に提示する必要がありますので、紛失しないでください。

✓ 国費留学生の場合、この証明書の取得は不要です。

✓ 査証申請時及び上陸申請時において、在留資格認定証明書の写しを提出することが可能となりました(写しを提出した場合、原本については出入国管理局に返却する必要があります)。

査証(ビザ)

日本に入国する際、必要です。事前に自国の日本国大使館等で申請する必要があります。査証(ビザ)はパスポートに貼付されます。「在留資格認定証明書」を取得後、自分で自国の日本国大使館等で申請してください。必要書類は各日本国大使館等にて確認してください。

(2) 出入国在留管理局にて

①在留カード

2012年7月9日から、外国人登録制度は廃止され、在留資格「留学」を持つ留学生や3か月を超えて滞在するその家族など、中長期間在留する外国人には「在留カード」が発行されます。

在留カードの交付
入国時に在留カードの交付が行われるのは、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、広島空港及び福岡空港に限定されます。これらの空港を使用の場合は、在留カードを受け取ったら、住居地を定めた日から14日以内に在留カードを持参し、市・区役所の窓口で住所を届け出てください。
上記以外の空港ではその場で在留カードを交付することができません。その場合、パスポートに「在留カード後日交付」というスタンプが押印されます。住居地を定めた日から14日以内に、パスポートを持参し、市・区役所の窓口で住所を届け出てください。後日、届け出た住所に「在留カード」が郵送されます。詳細については「転入の届け出」(p.6)をご参照ください。

在留カードの変更
氏名、生年月日、性別、国籍等の変更は、14日以内に入国管理局で手続きを行ってください。

【必要書類等】
①パスポート
②在留カード記載事項変更届出書
③在留カード
④変更を生じたことを証する資料
⑤規格サイズの写真

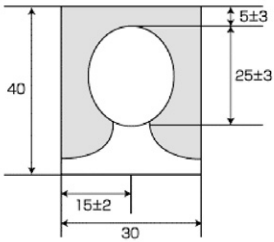

<規格サイズ>
4×3cm、6か月以内に撮影、無帽、
正面向き、背景なし
写真の裏面に氏名を記載すること

【注意】
✓ 在留カードは常時(再入国時も)携帯することが必要で、入国審査官、入国警備官、警察官等から提示を求められた場合には、提示する必要があります。外出するときはいつも持ち歩きましょう。
✓ 在留カードを携帯していなかった場合は20万円以下の罰金、提示に応じなかった場合は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあります。

(2) 出入国在留管理局にて

①在留カード

紛失・盗難・滅失・著しい汚損等
在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい汚損又は毀損等をした場合には、その事実を知った日(海外で知ったときは再入国の日)から14日以内に地方出入国在留管理局に再交付を申請してください。在留カードの著しい汚損又は毀損等が生じた場合には、できるだけ速やかに再交付を申請してください。
【必要書類】①パスポート②在留カード(汚損又は毀損)③在留カード再交付申請書④警察署で発行される遺失届出証明書や消防署で発行されるり災証明書等⑤規定サイズの写真(p.8「規格サイズ」参照)⑥資格外活動許可書(許可を受けている場合)

在留カードに著しい汚損又は毀損等が生じていなくても、在留カードの交換を希望するときは、最寄りの地方出入国在留管理局で再交付の申請をすることができます。この場合には手数料1,600円(手数料分の収入印紙を購入し、手数料納付書に貼って提出)が必要です。
【必要書類】
①パスポート
②在留カード
③在留カード再交付申請書
④規定サイズの写真(p.8「規格サイズ」参照)

出入国在留管理局
(在札幌)
札幌出入国在留管理局
札幌市中央区大通西12丁目
札幌第三合同庁舎7F
TEL:0570-003-259
(「120」の後に#を押して下さい。)
取扱時間:9:00〜16:00(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休み)

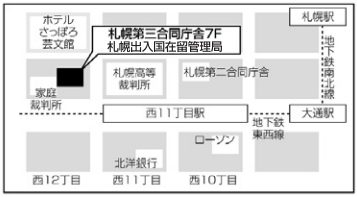

(在函館)
札幌出入国在留管理局函館出張所
函館市海岸町24-4 函館港湾合同庁舎
TEL:0138-41-6922
取扱時間:9:00〜12:00、13:00〜16:00(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休み)

北海道内の他の出張所の情報については、下記ウェブサイトを参照してください。
http://www.moj.go.jp/isa/about/region/sapporo/index.html

(2) 出入国在留管理局にて

②在留期間の更新

入国時に許可された在留期間を超えて在学する場合、出入国在留管理局に在留期間更新を申請し、許可を得る必要があります。

【必要書類等】
①在留期間更新許可申請書(所属機関作成用申請書は大学が作成します)
②写真(サイズについてはp.8「規格サイズ」をご参照ください)
③在学証明書
a)研究生は、研究内容(専ら聴講による研究生は、聴講科目、時間数及び在籍期間)が記載された証明書
b)聴講生は、聴講科目及び時間数を記載した履修届け写し等の証明書
④成績証明書
⑤パスポート
⑥在留カード
⑦資格外活動許可書(交付を受けている場合)
⑧保険証
⑨許可時に必要な手数料4,000円(手数料分の収入印紙を購入し、手数料納付書に貼って提出します)

※(通学先が変わった場合)卒業、修了、または退学証明書、成績証明書、(出席状況が分かる場合は)出席証明書を提出する必要があります。
※外国語により作成されているものは、日本語訳を添付してください。

【注意】
✓ 申請の際は、
https://www.moj.go.jp/isa/content/001403378.pdf
https://www.moj.go.jp/isa/content/001363328.pdf
を確認してください。
✓ この手続きは在留期間の満了する日の約3か月前から申請できます。
✓ 必ず本人が出入国在留管理局に行って手続きします。
✓ 他の教育機関から進学した場合は、「活動機関に関する届出(「離脱」と「移籍」2種類)」を事由発生日から14日以内に出入国在留管理局に提出してください。
https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shozokunikansuru_00001.html
✓ 場合によって他にも書類を要求されることがあります。詳細は出入国在留管理局に問合わせてください。

(2) 出入国在留管理局にて

③みなし再入国許可

有効なパスポート、在留カード(在留カードを受け取っていなければ「在留カードを後日交付する」と記載されたパスポート)を所有する外国人の方が出国する際、出国後1年以内に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がありません。みなし再入国許可に手数料はかかりません。

【注意事項】
- ✓ 残りの在留期間が1年に満たない場合は、在留期間の満了日までに再入国する必要があります。
- ✓ 出国後1年以内もしくは在留期間の満了日までに再入国しないと、在留資格が失われます。
- ✓ 出国する際に在留カードを提示し、再入国出国用EDカードの再入国の意図表明欄にチェックしてください。
- ✓ みなし再入国許可により出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできません。

④再入国許可

1年以上の長期間再入国しない可能性がある場合は、出発前に出入国在留管理局で「再入国許可」を取得する必要があります。

【必要書類等】
①再入国許可申請書
②パスポート
③在留カード(在留カードを受け取っていなければ「在留カードを後日交付する」と記載されたパスポート)
④手数料3,000円(一回限り)、または6,000円(数次有効)
※手数料分の収入印紙を購入し、手数料納付書に貼って提出します。

この他、指導教員に出国の許可を得た後、所属学部等の教務担当に不在期間と連絡先を申告してください。アパートを借りている場合は、大家または管理会社に不在期間を申告し、家賃の支払いを忘れないよう注意してください。

(2) 出入国在留管理局にて

⑤家族の査証(ビザ)取得手続き

本国にいる家族を90日以上の期間日本へ呼び寄せる場合は、家族(留学生本人の配偶者と子供)が在外日本公館でビザを取得する必要があります。このビザ取得の申請を行うため、あらかじめ日本の出入国在留管理局で「在留資格認定証明書」を取得する必要があります。
※家族が日本に90日以内の「短期滞在」をする場合は、「在留資格認定証明書」を取得する必要はありません。

【必要書類等】
①在留資格認定証明書交付申請書(家族1人につき1通)
②親族関係を証明するもの
(結婚証明書、出生証明書、戸籍謄本等)
③留学生本人のパスポートまたは在留カード(在留カードを受け取っていなければ「在留カードを後日交付する」と記載されたパスポート)
④扶養能力を証明するもの
(国費外国人留学生証明書、奨学金受給証明書、預貯金の残高証明書、本国から送金がある場合それを証明するもの等)
⑤在学証明書
⑥日本へ来る家族の写真1枚(p.8「規格サイズ」参照)
⑦返信用封筒(定形封筒に宛先を明記の上、送料分の切手(簡易書留用)を貼付したもの。郵送を希望する場合のみ)

【注意】
✓ 外国語により作成されているものは、日本語訳を添付してください。
✓ その他にも書類を要求されることがあります。詳細については出入国在留管理局に問合わせてください。
✓ 「申請から結果が出るまで約1か月かかります。また、国や個人の事情により、さらに時間がかかる場合もありますので、早めに申請してください。
✓ 「在留資格認定証明書」は留学生本人が出入国在留管理局にて申請手続きし、発行してもらいます。
✓ 日本において「専ら日本語教育」または「専ら日本語の教育」を受ける場合は、家族を呼び寄せることはできません。

(2) 出入国在留管理局にて

⑥資格外活動(アルバイト)許可

資格外活動許可とは?
留学中の学費及びその他必要経費を補う目的でアルバイトを行う場合、事前に出入国在留管理局に申請して許可を取得する必要があります。これが資格外活動許可です。「留学」の在留資格をもって在留している方は、資格外活動許可を受けていない限りアルバイトをすることはできませんのでご注意ください。有償でインターンシップを行う場合も資格外活動許可が必要です。

【注意】
- ✓ 資格外活動許可を取得せずにアルバイト等を行うと不法就労になり、退去強制になる事もあります。許可がない場合は絶対にアルバイト等に従事することは出来ません。
- ✓ 北海道大学との契約に基づき、TA・RA・TFなど学内で教育・研究を補助する活動に従事し報酬を得る場合には、資格外活動許可の取得は不要です。ただし、学内であっても、教育・研究補助以外の活動に従事する場合は通常どおり資格外活動許可の取得が必要です。資格外活動許可の取得が必要かどうか迷った場合は、所属学部等の教務担当窓口または留学生サポート・デスクに相談してください。
- ✓ 許可されるアルバイト時間は、学籍の身分にかかわらず、1週間28時間以内。長期休業期間中は1日8時間以内。
- ✓ 資格外活動許可の期限は在留期間と同じです(但し、アルバイトを行うことができるのは在籍期間内に限ります)。在留期間が切れると資格外活動許可は無効になります。在留期間を更新した場合、資格外活動許可の再申請も必要になります。
- ✓ 留学生は、風俗営業又は風俗関連営業が営まれる営業所ではアルバイトすることができません。

入国審査時に資格外活動許可申請ができる方(以下の条件を満たすこと)
①新規入国者(再入国による入国者は対象となりません)。
②留学の在留資格が決定され、在留カードが交付された方(在留カードが後日交付される方も含む)。
③国費留学生以外の方。

※国費留学生等で現地査証のみを取得して入国した方については、入国時に資格外活動許可申請はできません。入国時に申請ができるのは、事前に在留資格認定証明書(3か月を超える期間のもの)が交付された方に限ります。

(2) 出入国在留管理局にて

⑥資格外活動(アルバイト)許可

入国審査時に資格外活動許可申請をしなかった方の資格外活動許可申請方法

【申請方法】
①下記必要書類の①資格外活動許可申請書に必要事項を黒字で記入してください。
②速やかに出入国在留管理局に行き、下記①から④の書類を提出してください。資格外活動許可(シール)はその場で交付されパスポートに貼付されます。また在留カード裏面左下部にある「資格外活動許可欄」に許可を受けている旨記載されます。

【必要書類等】
①資格外活動許可申請書(p.15)
②パスポート(原本)
③学生証(原本)
④在留カード(在留カードを受け取っていなければ「在留カードを後日交付する」と記載されたパスポート)

資格外活動許可申請書は留学生サポート・デスク、所属学部等の教務担当窓口、留学生の生活サポート又は法務省のホームページより入手可能です。

収入に関する情報
住民税
日本に住んでいる人は、国籍に関係なく住民税を支払わなければなりません。住民税は1月1日現在で日本に住所がある人(在留カード、「在留カード後日交付」のスタンプが押されたパスポートを持っている人)が対象です。前年の所得に応じて税額が計算されます。

所得税
所得税は個人の所得(収入)にかかる税金です。アルバイト等により収入を得た場合、所得税を支払う必要があります。年間の所得が103万円未満以下の場合、確定申告すると所得税は課税されません。

別記第二十八号様式（第十九条関係）　見　本

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

資　格　外　活　動　許　可　申　請　書

APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED

出入国在留管理局長　殿
To the Director General of _____ Regional Immigration Services Bureau

出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき，次のとおり資格外活動の許可を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted.

1 国籍・地域 Nationality / Region _____　2 生年月日 Date of birth _____ 年 Year　月 Month　日 Day

3 氏名 Name _____

4 性別 Sex　男・女 Male/Female　5 配偶者の有無 Marital status　有・無 Married / Single　6 職業 Occupation _____

7 住居地 Address in Japan _____

電話番号 Telephone No. _____　携帯電話番号 Cellular Phone No. _____

8 旅券 Passport　(1)番号 Number _____　(2)有効期限 Date of expiration _____ 年 Year　月 Month　日 Day

9 現に有する在留資格 Status of residence _____　在留期間 Period of stay _____

在留期間の満了日 Date of expiration _____ 年 Year　月 Month　日 Day　10 在留カード番号 Residence card No. _____

11 現在の在留活動の内容（学生にあっては学校名及び週間授業時間）
Present activity (for student: name of school, lesson hours per week)

_____

12 他に従事しようとする活動の内容 Other activity to engage in
(1)職務の内容 Type of activity　☐ 翻訳・通訳 Translation / Interpretation　☐ 語学教師 Language teaching　☐ その他（ Others ）

(2)雇用契約期間 Term of employment contract _____　(3)週間稼働時間 Working hours per week _____

(4)報酬 Salary _____ 円 Yen（☐ 月額 Monthly　☐ 週額 Weekly　☐ 日額 Daily）

13 勤務先 Place of employment
(1)名称 Name _____
(2)所在地 Address _____　電話番号 Telephone. No. _____
(3)業種 Type of business　☐ 製造 Manufacturing　☐ 商業 Commerce　☐ 教育 Education　☐ その他 Others

14 法定代理人（法定代理人による申請の場合に記入） Legal representative (in case of legal representative)
(1)氏名 Name _____　(2)本人との関係 Relationship with the applicant _____
(3)住所 Address _____
電話番号 Telephone No. _____　携帯電話番号 Cellular Phone No. _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
I hereby declare that the statement given above is true and correct.

申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日
Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form

_____ 年 Year　月 Month　日 Day

注意 Attention　**申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。**
In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person
(1)氏名 Name _____　(2)住所 Address _____
(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs _____　電話番号 Telephone No. _____

別記第二十八号様式（第十九条関係）　記入例

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

資　格　外　活　動　許　可　申　請　書

APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED

To the Director General of 札幌 Sapporo Regional Immigration Services Bureau 殿

出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき，次のとおり資格外活動の許可を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted.

1 国籍・地域 Nationality / Region: ○○○
2 生年月日 Date of birth: 19○○ 年 Year ○○ 月 Month ○○ 日 Day
3 氏名 Name: 在留カードと同様の表記
4 性別 Sex: 男・女 Male/Female
5 配偶者の有無 Marital status: 有・無 Married / Single
6 職業 Occupation: 学生
7 住居地 Address in Japan: 転入届に記載した住所
電話番号 Telephone No.: 自宅または研究室の電話番号
携帯電話番号 Cellular Phone No.: ○○○-○○○○-○○○○
8 旅券 Passport (1)番号 Number: パスポートで確認
(2)有効期限 Date of expiration: 20○○ 年 Year ○○ 月 Month ○○ 日 Day
9 現に有する在留資格 Status of residence: 留学
在留期間 Period of stay: ○○年○○ヶ月
在留期間の満了日 Date of expiration: 20○○ 年 Year ○○ 月 Month ○○ 日 Day
10 在留カード番号 Residence card No.: xxxxxxxxxxxx
11 現在の在留活動の内容（学生にあっては学校名及び週間授業時間）
Present activity (for student: name of school, lesson hours per week)
北海道大学　週 40 時間　決まっていない場合は未定と記入する
12 他に従事しようとする活動の内容 Other activity to engage in
(1)職務の内容 Type of activity: ☐ 翻訳・通訳 Translation / Interpretation　☐ 語学教師 Language teaching　☐ その他（　　）Others
(2)雇用契約期間 Term of employment contract
(3)週間稼働時間 Working hours per week
(4)報酬 Salary: 円 Yen（☐ 月額 Monthly　☐ 週額 Weekly　☐ 日額 Daily）
13 勤務先 Place of employment　決まっていない場合は未定と記入する
(1)名称 Name
(2)所在地 Address
電話番号 Telephone. No.
(3)業種 Type of business: ☐ 製造 Manufacturing　☐ 商業 Commerce　☐ 教育 Education　☐ その他 Others

14 法定代理人（法人の代表者又は法人から指名された者）
Legal representative (in case of legal representative)
(1)氏名 Name
(2)本人との関係 Relationship with the applicant
(3)住所 Address
電話番号 Telephone No.
携帯電話番号 Cellular Phone No.
自分で申請する場合記入不要

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form
署名する　20○○ 年 Year ○○ 月 Month ○○ 日 Day

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person
(1)氏名 Name
(2)住所 Address
(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs
電話番号 Telephone No.

空港での申請

別記第二十九の四号様式（第十九条の二関係）

見　本

日本国政府法務省
Ministry of Justice,Government of Japan

資　格　外　活　動　許　可　申　請　書

APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED

出入国在留管理局長　殿

To the Director General of _____ Regional Immigration Services Bureau

出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき，次のとおり資格外活動の許可を申請します。

Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted.

※ 上陸許可に引き続き資格外活動許可申請を行うことができるのは，上陸の許可により「留学」の在留資格を決定された場合（3月の在留期間を決定された場合を除く。）に限られます。

Persons, who are able to file for this application following acquisition of landing permission, are limited to those who have been granted the status of residence of "Student" based on the landing permission (excluding those who have been granted a period

1　国　籍・地　域
Nationality / Region _____

2　生　年　月　日
Date of Birth _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day

3　氏　　名
Name (in English) _____

4　性　　別
Sex　男 Male ・ 女 Female

申請人の署名／申請書作成年月日
Signature of the applicant / Date of filling in this form

_____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day

3.Procedures

空港での申請

別記第二十九の四号様式（第十九条の二関係）

記 入 例

日本国政府法務省
Ministry of Justice,Government of Japan

資　格　外　活　動　許　可　申　請　書

APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED

札幌　　出入国在留管理局長　殿

To the Director General of Sapporo Regional Immigration Services Bureau

出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき，次のとおり資格外活動の許可を申請します。

Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted.

※上陸許可に引き続き資格外活動許可申請を行うことができるのは，上陸の許可により「留学」の在留資格を決定された場合（3月の在留期間を決定された場合を除く。）に限られます。

Persons, who are able to file for this application following acquisition of landing permission, are limited to those who have been granted the status of residence of "Student" based on the landing permission (excluding those who have been granted a period

1　国　籍・地　域
Nationality / Region　　○○○

2　生　年　月　日
Date of Birth　　19○○ 年 Year　○○ 月 Month　○○ 日 Day

3　氏　　名
Name (in English)　　パスポートと同様の表記（英字表記）

4　性　　別
Sex　　(男) Male ・ 女 Female

申請人の署名／申請書作成年月日
Signature of the applicant / Date of filling in this form

署名する

20○○ 年 Year　○○ 月 Month　○○ 日 Day

(2) 出入国在留管理局にて

⑦卒業後の在留資格

特定活動(就職活動向け)
北海道大学の正規課程を卒業・修了した在留資格「留学」を持つ外国人が、在学中から継続して行っている就職活動を引き続き行う場合、在留資格を「留学」から「特定活動」へ変更する必要があります。

在留期間
申請が認められれば原則6か月の在留が認められ、原則1回に限り在留期間を更新することが出来ます(最長1年間の滞在が認められます)。

【必要書類等】
①在留資格変更許可申請書
②パスポート
③在留カード
④在留中の経費の支弁能力証明書(在留中にかかる経費を支払うことを証明するもの)
⑤在籍していた大学の卒業・修了証書(写し)または卒業・修了証明書
⑥在籍していた大学による継続就職活動についての推薦状(様式は法務省のHPからダウンロードできます)
⑦就職活動を継続して行っていることを明らかにする資料
⑧許可時に必要な手数料4,000円(手数料分の収入印紙を購入し、手数料納付書に貼って提出します)
⑨活動機関に関する届出(卒業・修了後、14日以内の提出が必要)

【注意】
✓ 本人が出入国在留管理局に行って手続きします。
✓ 研究生や聴講生等の非正規生は原則対象外です(但し、本邦の大学を卒業後、大学院への進学を目的として在籍していた研究生は対象となります)。
✓ 特定活動に在留資格を変更する際は、別途「活動機関に関する届け出-離脱」を提出する必要があります。詳細については「活動機関に関する届出」(p.64)をご参照ください。
✓ 本邦の大学を卒業した留学生が大学院進学までの滞在を希望する場合も対象となりました。